



1. 事業計画とライフプラン
2. 子供がいない夫婦のケース
3. 「宇宙活動法」が成立
4. 無料セミナー・相談のご案内

起業家のための

事業計画とライフプラン

今回は、これから事業を始められる方や始めて間もない起業家の皆さんのために、事業計画とライフプランについて解説します。

1. 事業計画とは？

事業を起こすことだけなら、ことは簡単。誰でも始められます。問題は、起業してから仕事をどう継続させ発展させるかです。

それを実現するためには、起業後の経営努力が大事なことは当然として、事業を行う前にもしっかりと準備しておくべきことがあります。

それは「6つ要素」で表すこと



ができます。つまり、①信念（コンセプト）、②仕組み（知的財産）、③資金という3つ要素に、④商品（サービス）、⑤市場、⑥支援を加えた6つの要素です。

独立の理想像とは、これら合計6つの要素を獲得することにあります。それらをどう考え、どう準備し、どう動かしていくのかを綿密に計画したものが、つまり事業計画なのです。

また、起業家にとって事業計画書は、銀行や投資家から資金調達をするためにも非常に重要です。

事業計画の内容に無理があったり、進捗管理が甘かったりするとうまく行かないケースも出てきます。

個人事業主の方や一人や身内だけで会社を立ち上げようとされる方などは、ご自分の生涯ライフプランを策定したうえで、事業計画を作成することが肝要です。

2. ライフプランを反映する

十人十色さまざまなライフプランを皆さんお持ちでしょうが、これから起業する（された）方は、生活の糧となる事業を行う上で、

ライフプランを事業計画に反映する必要があります。

近年の平均寿命の伸びにより男女共平均 85 歳として試算してみます。ちなみに、老後の費用も考えなくてははいけません、2人世帯で最低でも月 22.3 万円必要ですし、ゆとりのある老後ですと月 36.6 万円が必要です。（出典：生命保険文化センター統計）

30歳から85歳までかかる費用は、子供2人とも全公立学校でゆとりのない老後の場合 2 億 3 千万円とされています。全私立でゆとりのある老後は 3 億円となります。

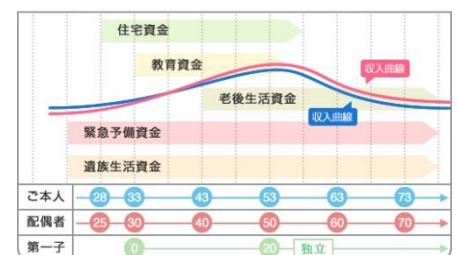
仮に起業される方の目標を、3 億円としてみます。65 歳から貰

える年金を試算すると、自営業ということで全額国民年金とすると夫婦2人で 2.6 千万円（5.4 万×12 月×2 人×20 年）となります。3 億円から 2.6 千万円を引いた 27,400 万円の収入が必要となります。

これを 30 歳からの 35 年間に稼ぐとなると、年間 913 万円を平均して利益（税引後）を出さなければならないという事です。（30 歳までの預金等があればその分を差し引きます）売上をそれ以上にあげなければなりませんから、事業計画をしっかりと立てて業務にあたる必要があります。（70 歳まで同じ仕事をする、年間 685 万円となります）

大体の生涯費用及び年間の費用

ライフプラン



が出てきたところで、今後の事業の計画を練るうえで、収入は最低これだけは確保しなくてはならないという目安にしていなければと思います。

また、病気で働けなくなる期間や死亡などのリスク対策として、保険に加入するなどの費用も考えられます。自分の生活スタイル合わせて自分のライフプランを策定し、事業収支を計画することが大切となってきます。

相続情報

子供がいない夫婦のケース

結婚はしているが子供がいない、もしくはそもそも独身で結婚経験がないという人も多くいらっしゃいます。子供がいない人がお亡くなりになったときの相続手続きは、子供がいる人と比べてかなり面倒になります。

例えば、夫と妻の間に子供がなく、その夫が死亡した場合、夫の遺産はすべて妻が相続すると思われている方が非常に多いようです。しかし、法律上は妻だけでなく夫の父母も相続人となります。

また、父母がいない場合は夫の兄弟姉妹が妻とともに相続人となります。

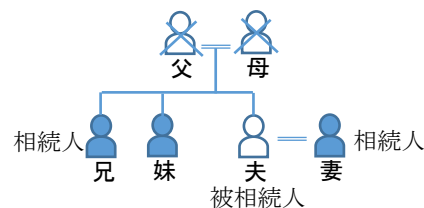
こうなると妻としては、自宅の

名義を変更するにも、銀行預金を払い出すにも兄弟姉妹に実印をもらいに行き、相続分を金銭等で渡さなくてはなりません。当然、色々なトラブルが想定されることになります。

このようなことを避けるためにも、遺言書にはしっかりと「〇〇〇（全財産）をすべて〇〇〇（妻）に相続させる」と記載しておく必要があります。

こうした遺言書を残すことで、妻は1人で不動産の名義変更や預貯金の払い出しをすることもできるので、わざわざ夫の兄弟姉妹に頭を下げに行く必要がなくなります。

しかも兄弟姉妹には、※遺留分がありませんので、遺言書で相続



しないからといって、遺留分を請求されることは全くありません。

この遺言書は一度書いておくと、それは一生有効となりますが、内容を変更したいと思えば何回でも書換えができます。内容さえ決まれば容易に作成できますので、保険のようなつもりで一度作成されるのも良いでしょう。

【遺留分】

相続人は遺言により相続が無くても、一定割合を請求できることになっています。ただし、兄弟姉妹には遺留分はありません。

豆知識

「宇宙活動法」が成立

身近な宇宙ビジネス

カーナビ、BS・CS 放送、天気予報など、私たちの生活に宇宙で活躍している人工衛星がなくてはならないものになっています。

次々と国産ロケットによる人工衛星が打ち上げられる宇宙のルールが必要になり、昨年11月に民間企業による人工衛星打ち上げや衛星運用を許可制とする「宇宙活動法」と商業衛星による映像の利用や管理を規制する「衛星リモート



センシング法」の2つの法律が成立し、宇宙開発への民間参入の環境が整備されました。

経団連は、2030年度までに宇宙産業の市場規模を20兆円までに拡大させるよう政府に提言しており、ビジネスチャンスとしても期待が高まっています。国産ロケットの輸出や外国の人工衛星の打ち上げ受注などができ

れば、日本の産業発展に大いに寄与することになります。現在、月間に純民間開発の無人探査機を着陸させ、ミッションを競う、世界初の月面無人探査レースに日本チーム(HAKUTO)も参加しています。

また、間接的には開発するロケット部品の多くを国内の中小企業が製造しています。そして、エアバックや耐震ゴム、医療用レーザーなど宇宙開発技術から生まれた様々な製品の製造にも貢献しています。

お知らせ

セミナー（無料）のご案内

開催日 平成 29 年 10 月 11 日(水)
午後 1 時 30 分より
(三鷹産業プラザ 地下1階)
テーマ 相続と遺言について
講師 FP・行政書士 竹内健一
ご予約は、0422-57-7033
「暮らしの相談室」竹内まで

無料相談会のご案内

開催日 10月18日(水) 13:00~15:00
10月25日(水) 13:00~15:00
(どんなことでもお気軽にご相談ください)
※その他の日時はご相談ください
場所 三鷹産業プラザ 2 階
受付内容
相続・遺言 その他ご心配なこと
ご予約は、0422-57-7033へ
(初回相談無料)



セミナー風景

ユーカリ行政書士事務所
FP・特定行政書士 竹内健一
東京都三鷹市上連雀 8-8-11
◆相談室（サブオフィス）
東京都三鷹市下連雀 3-38-4
三鷹産業プラザ B1F
☎0422-57-7033